

第四十六回 参議院建設委員会會議録第八号

(一三三)

昭和三十九年二月二十七日(木曜日)
午前十時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿蔵君
増原 恵吉君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
小山邦太郎君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
中尾 辰義君
田上 松衛君

政府委員

建設政務次官 鴨田 宗一君
建設大臣官房長 平井 學君
建設省都市局長 鶴海良一郎君
建設省道路局長 尾之内 由紀夫君
建設省住宅局長 前田 光嘉君
事務局側 中島 博君
常任委員 中島 博君
会専門員

本日の會議に付した案件
○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(建築基準法の政令に関する件)

○委員長(北村暢君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

先ほどの委員長及び理事打ち合わせの結果を御報告いたします。

本日は、去る二十一日予備付託になりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取いたしました。次に、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案及び産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案の三案並びに公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件について、逐条説明を聴取し、次に、建築基準法施行令に關し、建設省側から説明を聴取いたしました。

○委員長(北村暢君) それでは、本日の議事に入ります。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明をお願いいたします。鴨田政務次官。

○政府委員(鴨田宗一君) ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等

の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の道路整備緊急措置法に基づきまして、昭和三十六年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定し、これにより道路整備事業を推進し、今日まで相当の実績をあげてまいりましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、最近の目ざましい経済の成長に伴いまして、道路輸送需要は、計画策定当時の予想をはるかに上回って著しく増大しつづあり、現行計画に比べては、とうてい、その需要に應ずることができないことが明らかになっております。また、現行の計画策定後の新情勢、たとえば、全国総合開発計画、新産業都市建設計画等の樹立に即応いたしましたして、産業開発のための道路整備を強力に促進することが必要となつてまいりましたのであります。

ここにおいて、政府といたしましては、以上の情勢に対処するため、現行の道路整備五カ年計画を改定拡充し、昭和三十九年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画を樹立し、道路の改良と近代化を促進し、輸送隘路を開き、同時に、先行的道路投資を行なうことといたしたのであります。このよう

な観点から、計画策定の根拠法である道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

改正の第一点といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、現在実施中の道路整備五カ年計画を改定し、新たに昭和三十九年度を初年度とする新道路整備五カ年計画を策定することといたしたことであります。

第二点といたしましては、道路の改良で土地区画整理事業にかかるものの費用につきましては、従来、土地区画整理法に定めるところにより、国がその費用の二分の一を負担したましたが、昭和三十一年度以降五カ年間にあつては、国がその費用の三分の二を負担したは補助することができるとの特例を設けることといたしたことであります。

第三点といたしましては、道路整備計画の一環として実施しております積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する計画につきまして、新道路整備五カ年計画と計画期間の調整をはかるため、昭和三十一年度以降の毎五カ年を各一期とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画を策定することといたしたことであります。

その他これに関連いたしました関係規定の整備を行なうことといたしました。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(北村暢君) 本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(北村暢君) 次に、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、さきに提案理由の説明を聴取しておりますので、都市局長から、逐条説明をお願いいたします。

○政府委員(鶴海良一郎君) ただいま議題となりました首都高速道路公団法の一部を改正する法律案の内容を逐条的に御説明申し上げます。

この法律案は、現行の首都高速道路公団法の規定を改正して、首都高速道路公団が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の債権者としての地位の保護及び借り入れ契約に基づいて外貨で支払わなければならない債務に対する政府の保証に關する規定を整備するとともに、首都高速道路公団の管理委員会の委員の定数を増加し、監事に関する規定等を整備することをその主たる内容としておきます。

第四条第四項の改正は、公団設立の際に出資した地方公共団体以外に新たに、政令で定める地方公共団体も、公団がその資本金を増加する際、公団に出資することができるといたしました。第十條第一項の改正は、公団に出資する地方公共団体の増加に伴い、管理

委員会の委員の定数を五人から七人に改めたものであります。

第十一條第二項の改正は、前述の委員の定数の増加に伴い、委員のうち、公団に出資した地方公共団体の長が推薦した者のうちから任命しなければならぬ者の定数を二人から三人に改めたものであります。

第十六條第一項の改正は、同様に、委員会の開会及び議決に必要な出席者の定数を二人から三人に改めたものであります。

第十九條の改正は、同条に一項を追加いたしました。これを第五項とし、監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき、理事長または理事長を通じて建設大臣に意見を提出することができるといたしましたものであります。

第三十七條の改正は、まず、公団が国際復興開発銀行と外貨資金の貸し付け契約を円滑に締結することができるようになるために、同条の第四項を改正して、国際復興開発銀行も首都高速道路債券の債権者と同様に、公団の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することとしたものであります。

次に、同条第八項を同条第十項として、同条に第八項及び第九項の二項を加えました。すなわち、第八項におきましては、国際復興開発銀行との前述の契約により、公団は、同銀行の要求があったときは、いつでも、債券を発行して、同銀行またはその指図人にこれを交付しなければならぬことになり、この交付が外国でなされること予想されますので、その場合に、公団は建設大臣の認可を受けて、債券の

発行に関する事務の全部または一部を外国の銀行または信託会社にも委託することができるといたしました。

第九項におきましては、外資に関する法律により、同法第三條に規定する外国投資家が前述の債券を譲り受けたときは、その元金及び利息の支払いについて、同法第十三條の二の規定による大蔵大臣の指定を受けなければならぬことになりましたので、円滑な事務処理をはかるために、本項で、前述の外国投資家が、この債券にかかる貸し付け金債権について、指定を受けたものの元金及び利息の外貨による支払いができることとするともに、その外国投資家がその支払いを受領することができるといたしましたものであります。

第三十八條の二の改正は、同条に一項を追加いたしました。これを第二項とし、公団が、前述のように、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借り入れ契約に基づき外貨で支払わなければならない債務につきまして、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三條の特例といたしました。政府が保証できるといたしました。

第四十一條第二項の改正は、第四條第四項の改正に伴いまして、政令で定める地方公共団体が、公団の増資に際し、新たに、公団に出資することができるとなりましたので、その地方公共団体は公団に対し、道路の新設、改良、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に要する経費の一部を補助することができるといたしましたものであります。

第五十條の改正は、前述のとおり、第三十七條第八項におきまして、公団が国際復興開発銀行に債券を引き渡す場合に、その発行の事務の全部または一部を建設大臣の認可を得て、外国の銀行または信託会社に委託することができるといたしましたので、建設大臣がこれらの認可をいたします場合に、大蔵大臣に協議することとしたものであります。

最後に、附則であります。これは、この法律の施行期日、この法律による首都高速道路公団法第十條第一項の改正に伴い新たに任命される管理委員会の委員の任期及び公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借り入れ契約に基づき公団が発行する債券の譲渡を受けた者が受取る利子に対する所得税の免除に関する規定を定めたものであります。

第一項は、この法律の施行の期日を定めたものであります。特に、管理委員会の委員に関する改正規定は、首都高速道路公団法第四條第四項の規定に基づく政令で定める地方公共団体の公団に対する出資を待つて施行する必要があるとしますので、この法律の公布の日から起算して六カ月内において、政令で定める日から施行することとし、その他の改正規定は、昭和三十九年度予算に関係がありますので、四月一日施行といたしましたものであります。

第二項は、この法律による首都高速道路公団法第十條第一項の改正に伴い、新たに任命される管理委員会の委員の任期を、同法第十二條第一項本文に定める二年とせず、現に在任する他の委員の任期が終了する日までとしたものであります。なお、現に在任する他の委員は、昭和三十八年九月十五日に任命されております。

第三項は、公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借り入れ契約に基づいて発行する債券の流通を容易にするため、国際復興開発銀行からの外資の受け入れについて、日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律の一部を改正いたしました。同法により利子に対する所得税を免除する債券に、公団が前述の借り入れ契約に基づき発行する債券を加えることとしたものであります。

以上、この法律案の条文の逐条説明を申し上げた次第であります。

○委員長(北村暢君) 次に、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案を議題といたします。前田住宅局長から説明を願います。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま議題となりました日本住宅公団法等の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

初めに、この法律案の概要を申し上げます。日本住宅公団が特別住宅債券を発行することができるとし、かつ、その債券を引き受けた者に対して、住宅譲り受け人の選定の際に特別の取り扱いをすることとしたのであります。そのほか、日本住宅公団または住宅金融公庫の監事の権限の明確化等をはかったものであります。

以下条項を追って御説明申し上げます。まず、第一條は、日本住宅公団法の一部改正であります。

日本住宅公団法第五條の改正は、公団の定款に規定すべき事項として、特別住宅債券の発行に関する事項を加えたものであります。

次に、第二十一條に新たに第五項を加えることとしておりますが、これは、他の公団、公庫等の例に従い監事の権限を明確化するため、監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき認めるときは、総裁または総裁を通じて建設大臣に意見を提出することができるとしたものであります。

第三十二條第二項の改正は、同条第一項の規定による建設省令で公団の建設する住宅の譲り渡しに關し基準を定めることとなっておりますが、特別住宅債券を引き受けた者またはその相続人で、当該住宅の譲り受けの申し込みの際、現にその特別住宅債券の一定割合以上を所有しているものに對しては、宅地債券の場合と同様に、譲り受け人の選定に關し、その基準において特別の定めをすることができるとしたものであります。

第四十九條の改正は、公団が建設した住宅を譲り受けることを希望する者が特別住宅債券を発行することができるとしたものとするとともに、この特別住宅債券に關して、その債権者の公団の財産に対する先取特權、その発行に關する事務の委託及び他の必要な事項の政令への委任について規定したものであります。

第五十一條の改正は、特別住宅債券について、他の同種の債券と同様に、その債務に關し政府保証を行なわぬこととしたものであり、第五十二條の

改正は、特別住宅債券の償還計画について定めたものであります。

第六十一条第一項の改正は、大蔵大臣との協議事項について、所要の規定の整備を行なったものであります。

次に第二項であります。これは、住宅金融公庫法の一部改正であります。

まず、同法第六條の改正は、住宅金融公庫の登記事項を簡素化する趣旨のもとに、他の特殊法人と同様にこれを政令に委任することとしたものであります。

第十條は監事に関する規定でありまして、この改正は、さきに御説明いたしました日本住宅公団の監事に関する規定の改正と同一の趣旨に基づくものであります。

なお、第二十七條の三第一項については、日本住宅公団法第四十九條の改正の規定になら、第四十九條については、第六條の改正に伴い、ともに条文整理をしたものであります。

最後に、この法律の施行期日は、昭和三十一年四月一日といたしてあります。

以上、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案について、逐条御説明を申し上げた次第であります。

○委員長(北村暢君) 次に、産業労働者住宅資金金融通法等の一部を改正する法律案を議題といたします。前田住宅局長。

まず、第一条は、産業労働者住宅資金金融通法の一部改正であります。

初めに産業労働者住宅資金金融通法第二条に、中小企業者等の定義を加え、現在、第九条第一項に規定されております主務大臣の定める中小規模の事業または主務大臣の定める業種の事業を営む事業者を中小企業者等ということにいたしました。

次に、第四条の改正は、新たに加えることとした第七條第一項第三号の規定にそぐわないこととなる部分を削ったものであります。

第七條第一項の改正は、住宅金融公庫の行なう資金の貸し付けの範囲を広げることとしたものであります。

まず、第一項の各号列記以外の部分及び第一号を改正して、中小企業者等に対しては、住宅の建設資金のみでなく、住宅の購入資金をも貸し付けることとができることとしたものであります。次に、第一項に第三号を新たに追加、中小企業者等に対して住宅を建設して譲渡する事業または住宅を建設してその住宅及びこれに付随する土地を譲渡する事業を行なう会社その他の法人に対して、住宅の建設資金を貸し付けることができることとしたものであります。

次に、第八条は、公庫の資金の貸し付けを受けるべき者の選定についての規定であります。同条の改正は、第七條第一項第三号に掲げる法人に対する貸し付けにあたり審査すべき事項の整備等を行なったものであります。

第九条第一項の改正は、中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅にかかる貸し付け金については、一戸当たりの金額の限度を引き上げ、耐火構造または簡易耐火構造の住宅については、建設費または購入価額の七割に相当する金額を限度とするということとすとともに、第二条に中小企業者等の定義を設けたこと及び住宅の購入資金を貸し付けることができることとしたことに伴う条文の整備を行なったものであります。

火構造の住宅については、建設費または購入価額の七割五分に相当する金額、耐火構造及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅については、建設費または購入価額の七割に相当する金額を限度とするということとすとともに、第二条に中小企業者等の定義を設けたこと及び住宅の購入資金を貸し付けることができることとしたことに伴う条文の整備を行なったものであります。

第九條第三項の改正は、第七條第一項第三号を新たに追加することに伴い、住宅分譲事業を行なう法人に対し、貸し付け金の一時償還を請求することができ、場合を規定している住宅金融公庫法第二十一条第三項第十号を貸し付け金の償還について準用することとすとともに、準用に伴う読みかえについて規定をいたしたものであります。

第十三條の次に新たに追加した第十三條の二の規定は、第七條第一項第三号に掲げる法人が行なう住宅分譲事業に対する規制に関する規定であります。

まず、第一項におきまして、第七條第一項第三号に掲げる法人は、譲り受け人の資格、譲り受け人の選定方法その他譲り受けの条件に関し主務省令で定める基準に従い、住宅または土地を譲渡しなければならないことといたしました。次に、第二項におきまして、第七條第一項第三号に掲げる法人は、住宅の建設に必要な費用、利息その他必要な費用を参酌して主務大臣が定める額をこえて住宅または土地の譲渡価額を契約し、または受領することとできないことといたしました。また、第一項の主務省令につきましても、第三項におきまして、これを定め

るにあたり、労働大臣との協議を要することとしたものであります。

第四章は罰則であります。本章中第十六條及び第十七條を一条ずつ繰り下げ、新たに第十五條を加え、第七條第一項第三号に掲げる法人が第十三條の二の規定に違反した場合には、十萬円以下の罰金を科することとしたものであります。

次に、第二条は、北海道防衛住宅建設促進法の改正であります。

第九條の改正は、第九條の改正に伴う条文の整備を行なったものであります。

次に、第九條第一項及び第二項の改正は、北海道の区域内における産業労働者住宅資金の貸し付けについて、産業労働者住宅資金金融通法第九條第一項の改正と同様趣旨の改正を行なったものであります。まず、第一項の改正は、中小企業者等に対しては、住宅の建設資金のみでなく、その購入資金をも貸し付けることができることとしたものであります。次に、第二項の改正は、中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅にかかる貸し付け金については、一戸当たりの金額の限度を引き上げ、建設費または購入価額の七割五分に相当する金額を限度とするということとしたものであります。

次に、附則についてであります。第一項は、この法律は、昭和三十一年四月一日から施行することとしたものであります。

第二項は、経過規定でありまして、住宅金融公庫が昭和三十一年年度以前の事業計画にかかる資金の貸し付けの申込みを受理したものについては、貸し

付け金の一戸当たりの金額の限度は、従前どおりとすることとしたものであります。

第三項は、住宅金融公庫法の改正であります。主務大臣は必要があるとき、認めるときは、産業労働者住宅資金金融通法第七條第一項第三号に掲げる法人で貸し付けを受けたものに対して、報告をさせ、またはその職員をして当該法人の事務所に立ち入り、業務の状況もしくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができることとすとともに、当該法人が報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒む等の違反行為をした場合における罰則について規定いたしましたものであります。

第四項は、地方税法の改正であり、産業労働者住宅資金金融通法第七條第一項第三号に掲げる法人が貸し付け金にかかる不動産を取得した場合については、不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付金算定の基礎となつた額を価格から控除することとしたものであります。

以上、産業労働者住宅資金金融通法等の一部を改正する法律案について、逐条御説明を申し上げた次第であります。

○委員長(北村暢君) 次に、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件について、補足説明を願います。前田住宅局長。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま議題となりました公営住宅建設三カ年計画につきましても、補足説明を申し上げます。

公営住宅の建設につきましては、公営住宅法に基づき、政府は、昭和二十七年以降の毎三カ年を各一期といたしまして公営住宅建設三カ年計画を作成し、その計画の大綱につき国会の承認を求めるとなっておりますので、今回、昭和三十一年度を初年度とする公営住宅建設三カ年計画につきまして国会の承認を得るため、本計画を提案いたしましたことは、すでに御説明申し上げたとおりであります。

政府は、現在、昭和四十五年までに、現在の住宅不足を解消し、新規の住宅需要を充足して、すべての世帯が安定した住宅生活を営むことができる「二世帯一住宅」を実現することを目標として施策を進めております。このため、今後七カ年間に必要とされる住宅をおおむね七百八十万戸の建設を促進することとし、低額所得者等に対する公共賃貸住宅の供給の拡大と、民間の住宅建設に対する援助を行なうこととしております。特に、この七百八十万戸のうち、三百万戸以上につきましては、国及び地方公共団体において、みずから建設し、または、その建設につきまして援助する方針であります。以上、本公営住宅建設三カ年計画は、以上の方針に基づきまして、住宅対策審議会の意見を聞いて作成し、閣議の決定を経たものであります。

以下、本計画の内容を御説明申し上げます。公営住宅は、申すまでもなく、低額所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅であり、その建設計画は、住宅供給の最も重要な一環となるものであります。この観点から建設戸数については、従来の三カ年計画に比し、戸数を大幅に増加し、昭和三十一年度から四十一年度までの三カ年間に、第一種公営住宅をおおむね八万戸、第二種公営住宅をおおむね十二万戸、計二十万戸を建設することといたしております。

また、その建設にあたりましては、量、質両面におきまして地域別の住宅需要に即応するとともに、母子世帯、炭鉱離職者等で特別の考慮を必要とするものについての対策についても十分配慮することとし、低額所得者の中でも、特に手厚い援助を要するものについて配慮を加えることといたしております。

さらに、公営住宅は、原則として不燃堅牢構造とし、その立体化と規模の引き上げをはかるとともに、総合的な住宅団地計画に基づいてその建設をはかり、また、必要に応じて共同施設の建設を行なうなど、できる限り居住水準の向上をはかることといたしております。

以上、公営住宅建設三カ年計画につきまして、補足して御説明申し上げた次第であります。

○委員長(北村陽君) 以上で三法案及び承認を求める件の補足説明は終わりました。

これに対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(北村陽君) 次に、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

建設基準法施行令について、説明を求めます。前田住宅局長。

○政府委員(前田光嘉君) 建築基準法施行令が、去る一月十四日に公布施行されましたが、この政令は、去年の国

会におきまして御審議いただきました建築基準法の一部改正に関連するものでございますので、その内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元に「建築基準法施行令の一部を改正する政令関係資料」というのを配付してございますので、これを御覧願いたいと存じます。

建築基準法の一部改正は、申し上げるまでもなく、新たに容積地区制度を設けまして、容積地区におきましては高さの制限を緩和するということを主としたものでございまして、容積、すなわち、建築物の敷地及び建築物の延べ面積との関係ということが問題となります。この点につきまして、政令で明確にすべき点を明らかにしたこと及び容積地区が指定されますが、同時に、敷地の隣地との関係におきまして、斜線によって制限を加えておりましたが、その緩和する規定を政令にゆだねておりましたので、その関係の規定、それから高層建築が建築されますと、防火、あるいはその他特に構造上特別の配慮をしなければならぬ事項が出てきますので、これら高層建築に関する、あるいは避難、あるいは防火等に関する規定を整備したことであり

ます。さらに、最近建築技術が進歩いたしましたので、従来の建築基準法及びその関連の政令等では不十分な点がございましたので、この際、それらをあわせて改正をいたしましたのでございます。まず、初めに、「建築基準法施行令の一部を改正する政令要旨」というのを掲げてございます。これに基づきまして御説明申し上げます。

第二は、これは、先ほど申しました容積地区と容積地区内における建築物の容積を算定する場合の扱いといたしまして、自動車の車庫をどう勘定するかという点でございます。第一、容積地区及び特定街区内における建築物については、自動車車庫その他のものについては、自動車のための施設の用途に供する部分の床面積は、同一敷地内の建築物の床面積の合計の五分の一までは延べ面積に算入しないこととした。建築物のすべての面積を合計いたしましたのが延べ面積でございますが、特に、自動車の車庫につきましては、最近の都市交通の実態から考えましても、しかも、交通の発生源そのものではないという観点から、これを扱うにつきましては、床面積に算入いたしませんと、非常に厳に過ぎると思われ

ましたので、政令によりまして、容積地区及び特別街区の容積の算定の場合には、ここにあげましたように五分の一、床面積の二割ぐらいまではこれをはずす、それ以上を越えたものにつきましては、これはやはり、あるいは前面道路との関係、その他におきまして、建築物が大きくなり過ぎますので、五分の一までは床面積に算定しないということにいたしましたので、高層建築を建てる場合の自動車車庫の設置というものにつきましての緩和措置をはかったわけでございます。

その次の第二は、これは、建築物の大規模化に伴いまして手数料の引き上げをはかったものでございます。法律では十万円までの限度をきめていたいただきましたが、そこに掲げました表にありますように、規模に応じた金額を手

数料としてきめようと考えてわけでございます。

第三は、帳壁の緊結、いわゆるカーテンウォールといわれまして、最近の建築の進歩に応じまして、特に高層建築になりますと、その建物自体の重さを軽からしめるために、いわゆるカーテンウォール工法が相当活発に進んでまいりましたが、その際、現行法にあるところの帳壁の規定が多少不備でございまして、ここに掲げましたように、「帳壁は構造耐力上主要な部分に緊結するものとし、このうち屋外に面する帳壁については、建設大臣の定める基準にしたがって、安全上支障のない構造とならなければならないこと」といたしまして、今後、相当活発に行なわれるであろうカーテンウォール工法につきましての所要の基準を設けまして、心配のない構造にさせていくことに考えたわけでございます。

その次の第四の規定は、これは直接高層建築の関係ではございませんけれども、最近プレハブ等の新しい構造方法がどんどん進んできております。同時にまた、軽金属等新しい材料によるところの構造が出てきております。これらにつきましては、従来の建築基準法に基づく政令には詳細な規定がございせんし、日進月歩の建築技術の状況には即応しかねますので、これを新たに規定を入れました、それに即応するようになしたわけでござい

ます。「第四 木造、粗積造、補強コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造の建築物又はその構造部分でプレハブ建築など特殊の構造方法並びにこれらの木造等以外の軽金属造などの建築物又はその

構造部分でプレハブ建築など特殊の構造方法並びにこれらの木造等以外の軽金属造などの建築物又はその

構造部分でプレハブ建築など特殊の構造方法並びにこれらの木造等以外の軽金属造などの建築物又はその

構造部分でプレハブ建築など特殊の構造方法並びにこれらの木造等以外の軽金属造などの建築物又はその

構造部分でプレハブ建築など特殊の構造方法並びにこれらの木造等以外の軽金属造などの建築物又はその

構造部分の構造方法に關し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、その技術的基準にしたがった構造としなければならぬ」といふふうにいたしまして、技術的基準自体は建設省の告示で規定していくのでございますが、技術の進歩に即応した新しい構造方法も取り入れる、しかも、安全にしていこうという趣旨の規定でございます。

その次の耐火構造に關する規定は、これは高層建築ができるに従ひまして耐火度を強化する必要があるもので、これらの耐火構造の規定のしかたを変えまして、一定の時間火に耐えるという構造方法を指定いたしました。

しかも、高層建築物については、この耐火度の強いものを使わせるというふうにしたわけでございます。「第五壁、柱、床、はり及び屋根の耐火構造は、建設大臣が通常の火災時の加熱に建築物の階に応じ一定時間耐える性能を有すると認めて指定したもの等とすること」、「少しわかりにくうございすが、最後のほうに参考資料といたしまして図表をつけておきました、その図表の一番最後のところに、「耐火構造の基準」という図表がございす。建築物のようなのを書いてあります。表でございすが、この図表でございす。上に、最上階から数えて四以内の階と、それから四から十四までの階と、十五以上の階に分けて、そこに使われる部分に応じ、耐火構造の基準をいたしまして、火災に耐え得る時間を限定いたしました。この表によりまして、結局一番右にありますように、十五階以上の階になりますと、柱等は三時間耐えなければならぬというふうに強化いたしました。

高層建築物の場合の耐火度を強めるというふうな基準を設けて、この基準によりまして、具体的にどれがどういふ材料に該当するかというところが告示で指定するわけでございます。現在告示を出しておりますのは、その次の告示の中に書いてございすように、従来と同じものを一応あげておきました。今後新しい技術の進歩に従ひまして、告示を追加いたしまして、耐火度の強い材料ができた第追加いたしまして、建築技術の進歩に合わせようと考えております。

その次は、防火構造に關する事項の追加。この規定は、これは別に高層建築には直接関係ございせんけれども、最近プレハブ等が進んでまいりまして、新しい材料による防火構造も進んでまいりましたので、従来なかったような、そこにあげました「一定の厚さの石膏板等の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの」というものを追加いたしました。これも最近の建築技術の進歩に合わせたわけでございす。

その次は、高層建築ができてきますと、防火関係の規定を整備する必要があります。この防火区画につきましまして、現在の規定よりも強い制限をつけ加えたものでございす。「第七、高層建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルをこえるものは、床面積の合計百平方メートル以内ごとに防火区画をすることとし、壁及び天井の内装を不燃化又は準不燃化した場合にはそれぞれ一定限度防火区画の規制を緩和することとした。」現行法では、十階までと申しますのは、三十一メートル以上のものは一応認めておりませんので、その部分につきましては、千五百平方メートルごとに防火区画を設けるということになつておりますが、これ以上になりますと、火災が起るとなかなか消火上問題がございすので、防火区画を厳格にいたしまして、原則としては、百平方メートルごとに防火区画で区切つていくということにいたしまして、高層建築物の防火に役立たせようということにしたわけでございす。

その次は、高層建築物の避難施設でございます。「第八、十五階以上の階の居室については、その居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路及び天井の内装を不燃化又は準不燃化したものを除き、避難階段又は直通階段に關する規制を強化するほか、十四階以上の階の居室については、内装を不燃化した場合等については規制を緩和することとした。」「2、十五階以上の階に通ずる直通階段は特別避難階段としなければならぬこととした。」「3、特別避難階段の構造については、その附室は窓又は適當な排煙設備を設けることとし、その階段室及び附室の天井及び壁の内装を不燃化することとし、十五階以上の階における特別避難階段の階段室及び附室、バルコニーの床面積の当該階の居室の床面積に対する割合を一定割合以上とすることとした。」現在避難階段の規定がございすが、十四階程度までは現在の規定でいいと思ひますが、それ以上になりますと、やはり強化いたす必要がございすので、十五階以上については特別に強化いたしましたわけでございす。

その次は、高層建築物の内装の制限でございます。また、「三十一メートルをこえる建築物の居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路及び天井の内装の仕上げを不燃材料等としなければならぬこととした。」高層建築物になりますと、繰り返して申し上げますように、消火活動も困難になりますので、三十一メートルをこえる従来の建築物につきましては、内部の内装につきましては、不燃材料でつくつてもらうというふうにして防火上の配慮をお願いするわけでございす。

同じく、高層建築物につきまして、建築設備の問題でございすが、この建築設備につきましては、それぞれ適当に不燃材料でつくつてにいたしまして、火災の発生を抑えるようにしたわけでございす。「高層建築物等に設ける建築設備に關する規制の強化」。「地階を除く階数が十一階以上である建築物又は延べ面積が三千平方メートルをこえる建築物に設ける換気、暖冷房の設備の風道は、不燃材料で造ることとした。」

と申しますのは、少しくおわかりにくい表でございすが、部屋のあらゆる部分から避難階段まで通ずるその距離を短くいたしまして、要するに避難しやすいように階段の数を、結局多くしなければならぬというふうにいたしまして、避難しやすいようにしたわけでございす。それからまた特別避難階段というのを、従来特別の場合にしか認めていなかったものを、十五階以上の建築物には、必ずつけさせるというふうにいたしまして、災害の場合の避難に支障ないように考えたわけでございす。

その次は、高層建築物の内装の制限でございます。また、「三十一メートルをこえる建築物の居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路及び天井の内装の仕上げを不燃材料等としなければならぬこととした。」高層建築物になりますと、繰り返して申し上げますように、消火活動も困難になりますので、三十一メートルをこえる従来の建築物につきましては、内部の内装につきましては、不燃材料でつくつてもらうというふうにして防火上の配慮をお願いするわけでございす。

同じく、高層建築物につきまして、建築設備の問題でございすが、この建築設備につきましては、それぞれ適当に不燃材料でつくつてにいたしまして、火災の発生を抑えるようにしたわけでございす。「高層建築物等に設ける建築設備に關する規制の強化」。「地階を除く階数が十一階以上である建築物又は延べ面積が三千平方メートルをこえる建築物に設ける換気、暖冷房の設備の風道は、不燃材料で造ることとした。」

といた。「地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備については、構造耐力上主要な部分に緊結し、主要な部分を不燃材料で造り、配管等を建設大臣の定める基準に従つて安全上支障のない構造とする等規制を強化した。」ということでございます。

第十一の規定は、これは先ほどちよつと申し上げましたが、容積地区制度を設けた場合の隣地との関係につきまして緩和をする場合でございす。「容積地区内における建築物の敷地が児童公園を除く公園、広場、水面等に接する場合における隣地境界線は、これらの公園、広場、水面等の幅の二分の一だけ外側にあるものとみなし、建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面より一メートル以上低い場合における建築物の敷地の地盤面は、その隣地境界線との関係による建築物の高さ制限については、その高低差から一メートルを減じたものの二分の一だけ高い位置にあるものとみなす等隣地との関係についての高さの制限の緩和措置を設けた。」わかりにくうございすが、これも図面に書いてございす。先ほどの図表の前のページに、「隣地境界線からの斜線制限の緩和」という図表を書いておきました。この上の欄でございす。上に、上のまんなに隣地境界線という線がございす。この隣地境界線から少し上に点線で斜線が入つておりますが、注釈を加えてその斜線のところに、「隣地が公園、広場、水面等でない場合の隣地境界線からの斜線制限」とありまして、三十一メートルをこした部分については、こつて点線の斜線がかかるように、一対

二・五の割合でなっておりますが、隣が広い公園、広場がありますと、何も隣に影響するところがないので、それほどきつい制限をする必要はないというところから、その左側に「公園、広場、水面等」というのがございますが、それを全部にいたしますと非常に度が過ぎるので、その半分にとり、この三角の「隣地境界線」があるように仮定いたしました。その半分のところから点線まで上げていくというふうにしたしまして、結局それが点線が上がついていきまして、自分の境界線にきまつて、かなり上のほうにまで斜線がきまつて、実際の斜線の入っていますところが境界になる。こういたしまして、隣地に広場等がある場合には、斜線の制限を緩和しているという趣旨のものでございます。

その次の下の図は、敷地に高低の差がある場合でございます。これも隣が高い敷地でありまして場合に緩和してやるほうがよいと思っております。もし高低差がないとすれば、その点線で書いてございまして、「隣地との高低差がない場合の隣地境界線からの斜線制限」という、点線の制限で一応いくわけでございますが、それでは低いほうの人に気の毒でありますので、一メートル引いたものの半分、これは一般の、従来の建築基準法で、高低差がある場合に、こういう扱いをいたしておりますので、そういうふうな基準で設けて、その分は認めてやるということから、実際に書いた程度の線まで斜線を緩和していく、こういうことによりまして、この斜線制限と実際の隣地との関係についての調和をはかったわけでございます。

第十二の規定は、これによりまして、容積地区内における既存の建築物に対する制限の緩和、容積地区が新たに指定されて、既存の建築物があらました場合には、増改築等におきましては例外を設ける必要があります。これは一定の場合に限って例外的に認めるということの規定を置いたわけでございます。

それから第十三の規定、これは建築物が高層化したときと、やはり工事に関連いたしまして、落下物の危害もかなり多くなる可能性もございまして、新たに、従来もありましたけれども、さらに工事現場における落下物に関する防護措置に関する基準を明確化いたしまして、工事の施行に万全を期したわけでございます。「第十三建築工事等を行なう場合において、落下物による工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、建設大臣の定める基準にしたがって、落下物による危害を防止するための措置を講じなければならぬこととした」、とりあえず、簡単でございましてけれども、告示の中に当面の落下物防止の基準を掲げて、これによりまして危害の防止をはかるように指導いたしております。

以上が今回の政令の概要でございます。○委員長(北村暢君) 御質疑のある方は、順次御発言を願います。——別に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十八分散会

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法の一部改正

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項及び第三項第一項中「昭和三十六年度」を「昭和三十一年度」に改める。

第四十条中「昭和三十六年度」を「昭和三十一年度」に、「及び道路の修繕に関する法律」を、「道路の修繕に関する法律及び土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)」に改め、「四分の三の下に(土地地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)」を加える。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条 第一項中「昭和三十六年度」を「昭和三十一年度」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、新橋駅周辺の強制疎開者の旧居住地復旧に関する請願(第六三一号)

第六三二号 昭和三十一年二月十二日受理

新橋駅周辺の強制疎開者の旧居住地復旧に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋二ノ二八駅前復旧新橋地区

(道路整備特別会計法の一部改正)

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)による改正前の道路整備緊急措置法第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額を同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業(昭和三十一年度以前年度のこの会計の予算で昭和三十一年度以後の年度に繰り越したもののにより行なう道路整備事業を含む)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、新橋駅周辺の強制疎開者の旧居住地復旧に関する請願(第六三一号)

第六三二号 昭和三十一年二月十二日受理

新橋駅周辺の強制疎開者の旧居住地復旧に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋二ノ二八駅前復旧新橋地区

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、河川法案

一、河川法施行法案

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、河川法案

一、河川法施行法案

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、河川法案

一、河川法施行法案

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、河川法案

一、河川法施行法案

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

河川法案

河川法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)	
第二章 河川の管理	
第一節 通則(第九条―第十五条)	
第二節 河川工事等(第十六条―第二十二條)	
第三節 河川の使用及び河川に関する規制	
第一款 通則(第二十三条―第三十七条)	
第二款 水利調整(第三十八條―第四十三條)	
第三款 ダムに関する特別(第四十四条―第五十一条)	
第四款 緊急時の措置(第五十二條―第五十三條)	
第四節 河川保全区域(第五十四條―第五十五条)	
第五節 河川予定地(第五十六条―第五十八条)	
第三章 河川に関する費用(第五十九条―第七十四条)	
第四章 監督(第七十五条―第七十九条)	
第五章 河川審議会及び都道府県河川審議会(第八十条―第八十六条)	
第六章 雑則(第八十七条―第一百一条)	
第七章 罰則(第一百二条―第一百九条)	

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限り。

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で政令で指定したものをいう。

2 建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 前項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の河川を指定する政令においては、水系ごとに、その名称及び区間を明らかにしなければならない。

(二級河川)

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都府県との境界に係るものであるときは、当該他の都府県知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより、建設省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

7 二級河川について、前条第一項の一級河川の指定があつたときは、当該二級河川についての第一項の指定は、その効力を失う。

(河川区域)

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含む。洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域

二 河川管理施設の敷地である土地の区域

三 堤外の土地(政令で定めるところに類する土地を含む。)の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2 河川管理者は、前項第三号の区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

3 河川管理者は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域又は漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は農林大臣に協議しなければならない。

(河川管理者)

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十條の規定により河川を管理する者をいう。

(河川工事)

第八条 この法律において「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

第二章 河川管理

第一節 通則

(一級河川の管理)

第九条 一級河川の管理は、建設大臣が行なう。

2 建設大臣は、その指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川については、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事に、政令で定める

ところにより、その管理の一部を行なわせるものとする。

3 建設大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 建設大臣は、指定区間を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。これを變更し、又は廃止するときも、同様とする。

(二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

(境界に係る二級河川の管理の特例)

第十一条 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分については、関係都府県知事は、協議して別に管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、建設省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する部分について管理を行なう場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

(河川の台帳)

する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。

4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができる。

(河川管理施設等の構造の基準)

第十三条 河川管理施設又は第二十六条の許可を受けて設置される工作物は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならぬ。

2 河川管理施設又は第二十六条の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

(河川管理施設の操作規則)

第十四条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は變更しようとするときは、あらかじめ、一級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては

関係市町村長の意見をきかなければならない。

(他の河川管理者に対する協議)

第十五条 二級河川について、河川管理者が、前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは變更しようとする場合又は河川工事を施行し、若しくは第二十三条から第二十九条までの規定による処分(当該処分に係る第七十五条の規定による処分を含む。)をしようとする場合において、当該操作規則に基づく操作又は当該河川工事若しくは当該処分に係る工事その他の行為が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、河川管理者は、あらかじめ、当該他の河川管理者に協議しなければならない。

第二節 河川工事等

(工事実施基本計画)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項(以下「工事実施基本計画」という。)を定めておかなければならない。

2 工事実施基本計画は、水害発生の状況並びに水資源の利用の現況及び開発を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図つて、政令で定める準則に従ひ、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、

じめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

(兼用工作物の工事等の協議)

第十七条 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物(以下「他の工作物」という。)とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 河川管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行なう場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(工事原因者の工事の施行)

第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷した行為若しくは河川の現状を變更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に施行させることができる。

(附帯工事の施行)

第十九条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第二十条 河川管理者以外の者は、第二十一条、第十七条第一項及び第

十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受け、河川工事又は河川の維持を行なうことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

(工事の施行に伴う損失の補償)

第二十一条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)第九十三条第一項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者(当該河川工事が河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その者。以下この条において同じ。)は、これらの工事をする必要を要する者(以下この条において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、河川工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を

受けた者とが協議しなければなら
ない。

4 前項の規定による協議が成立し
ない場合には、河川管理者
又は損失を受けた者は、政令で定
めるところにより、収用委員会に
土地収用法第九十四条の規定によ
る裁決を申請することができる。

(洪水時等における緊急措置)

第二十二條 洪水、高潮等による危
険が切迫した場合において、水災
を防御し、又はこれによる被害を
軽減する措置をとるため緊急の必
要があるときは、河川管理者は、
その現場において、必要な土地を
使用し、土石、竹木その他の資料
を使用し、若しくは収用し、車両
その他の運搬具若しくは器具を使
用し、又は工作物その他の障害物
を処分することができる。

2 河川管理者は、前項に規定する
措置をとるため緊急の必要がある
ときは、その附近に居住する者又
はその現場にある者を当該業務に
従事させることができる。

3 河川管理者は、第一項の規定に
よる収用、使用又は処分により損
失を受けた者があるときは、その
者に対して、通常生ずべき損失を
補償しなければならない。

4 前項の規定による損失の補償に
ついては、河川管理者と損失を受
けた者とが協議しなければなら
ない。

5 前項の規定による協議が成立し
ない場合には、河川管理者
は、自己の見積つた金額を損失を
受けた者に支払わなければならない。
この場合において、当該金額

について不服がある者は、政令で
定めるところにより、補償金の支
払を受けた日から三十日以内に、
収用委員会に土地収用法第九四
条の規定による裁決を申請するこ
とができる。

6 第二項の規定により業務に従事
した者が当該業務に従事したこと
により死亡し、負傷し、若しくは
病氣にかかり、又は当該業務に従
事したことによる負傷若しくは病
氣により死亡し、若しくは廃疾と
なつたときは、河川管理者は、政
令で定めるところにより、その者
又はその者の遺族若しくは被扶養
者がこれらの原因によつて受ける
損害を補償しなければならない。

第三節 河川の使用及び河
川に関する規制

第一款 通則

(流水の占用の許可)

第二十三條 河川の流水を占用しよ
うとする者は、建設省令で定める
ところにより、河川管理者の許可
を受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第二十四條 河川区域内の土地(河
川管理者以外の者がその権原に基
づき管理する土地を除く。以下次
条において同じ。)を占用しよう
とする者は、建設省令で定めると
ころにより、河川管理者の許可を
受けなければならない。

(土石等の採取の許可)

第二十五條 河川区域内の土地にお
いて土石(砂を含む。以下同じ。)を
採取しようとする者は、建設省
令で定めるところにより、河川管
理者の許可を受けなければならない

い。河川区域内の土地において土
石以外の河川の産出物で政令で指
定したものを採取しようとする者
も、同様とする。

(工作物の新築等の許可)

第二十六條 河川区域内の土地にお
いて工作物を新築し、改築し、又
は除却しようとする者は、建設省
令で定めるところにより、河川管
理者の許可を受けなければならない。
河川の河口附近の海面におい
て河川の流水を貯留し、又は停滞
させるための工作物を新築し、改
築し、又は除却しようとする者
も、同様とする。

(土地の掘き等々の許可)

第二十七條 河川区域内の土地にお
いて土地の掘き、盛土若しくは
切土その他土地の形状を変更する
行為(前条の許可に係る行為のた
めにするものを除く。又は竹木の
栽植若しくは伐採をしようとする
者は、建設省令で定めるところに
より、河川管理者の許可を受けな
ければならない。ただし、政令で
定める軽易な行為については、こ
の限りでない。

2 河川管理者は、河川区域内の土
地における土地の掘き、盛土又は
切土により河川管理施設又は前
条の許可を受けて設置された工作
物が損傷し、河川管理上著しい支
障が生ずると認められる場合にお
いては、当該河川管理施設又は当
該工作物の存する敷地を含む一定
の河川区域内の土地については、
前項の許可をし、又は第九十五條
の規定による協議に応じてはなら
ない。

3 河川管理者は、前項の区域につ
いては、建設省令で定めるところ
により、これを公示しなければならない。
この場合、これを公示しなければなら
ない。

(竹木の流送等の禁止、制限又は
許可)

第二十八條 河川における竹木の流
送又は舟若しくはいかだの通航に
ついては、一級河川にあつては政
令で、二級河川にあつては都道府
県の規則で、河川管理上必要な範
囲内において、これを禁止し、
若しくは制限し、又は河川管理者
の許可を受けさせることができる。

(河川の流水等について河川管理
上支障を及ぼすおそれのある行為
の禁止、制限又は許可)

第二十九條 第二十三條から前条ま
でに規定するものを除くほか、河
川の流水の方向、清潔、流量、幅
員又は深淺等について、河川管理
上支障を及ぼすおそれのある行為
については、政令で、これを禁止
し、若しくは制限し、又は河川管
理者の許可を受けさせることが
できる。

2 二級河川については、前項に規
定する行為で政令で定めるものに
ついて、都道府県の規制で、これ
を禁止し、若しくは制限し、又は
河川管理者の許可を受けさせるこ
とができる。

(許可工作物の使用制限)

第三十條 第二十六條の許可を受け
てダムその他の政令で定める工作
物を新築し、又は改築する者は、
当該工事について河川管理者の完
成検査を受け、これに合格した後

でなければ、当該工作物を使用し
てはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別
の事情があるときは、同項に規定
する者は、当該工作物の工事の完
成前においても、河川管理者の承
認を受けて、当該工作物の一部を
使用することができる。

(原状回復命令等)

第三十一條 第二十六條の許可を受
けて工作物を設置している者は、
当該工作物の用途を廃止したとき
は、すみやかに、その旨を河川管
理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があ
つた場合において、河川管理上必
要があると認めるときは、当該許
可に係る工作物を除却し、河川を
原状に回復し、その他河川管理上
必要な措置をとることを命ずるこ
とができる。

(流水占用料等の徴収等)

第三十二條 都道府県知事は、当該
都道府県の区域内に存する河川に
ついて第二十三條から第二十五條
までの許可を受けた者から、流水
占用料、土地占用料又は土石採取
料その他の河川産出物採取料(以下
「流水占用料等」といふ。)を徴
収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びそ
の徴収に關して必要な事項は、政
令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県
の収入とする。

4 建設大臣は、第二十三條から第
二十五條までの許可をしたときは
は、すみやかに、当該許可に係る
事項を当該許可に係る河川の存す

る都道府県を統轄する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可については第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

(許可に基づく地位の承継)

第三十三条 相続人、合併により設立される法人その他の第二十三条から第二十七条までの許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく地位を承継する。

2 第二十六条又は第二十七条の許可を受けた者からその許可に係る工作物、土地若しくは竹木又は当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地(以下この項において「許可に係る工作物等」という。)を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければならない。譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(関係行政機関の長との協議)
第三十五条 建設大臣は、水利使用(流水の占用又は第二十六条に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条の許可又は前条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするとき、又は都道府県知事が第七十九条第二項第三号の認可の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。

2 建設大臣は、第二十七条第一項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為により著しい影響を受ける事業があるときは、当該事業を主管する行政機関の長に協議しなければならない。(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第三十六条 建設大臣は、水利使用に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条の許可又は第三十四条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第一項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

ればならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに關し、第二十三条又は第二十六条の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第二十七条第一項の許可をしようとする場合において、当該許可が政令で定める行為に係るものであるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(河川管理者の工作物に関する工事の施行)
第三十七条 河川管理者は、第二十六条の許可を受けた者の委託があつた場合においては、同条の許可に係る工作物に関する工事をみずから行なうことができる。

第二款 水利調整
(水利使用の申請があつた場合の通知)
第三十八条 河川管理者は、水利使用に關し第二十三条又は第二十六条の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、建設省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他建設省令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に關し権利を有する者(以下「関係河川使用者」と総称する。)に通知しなければならない。ただ

し、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行なうことについて同意をした者については、この限りでない。

(関係河川使用者の意見の申出)

第三十九条 前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。

(申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件)
第四十条 河川管理者は、水利使用に關し第二十三条又は第二十六条の許可をしようとする場合において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるときは、当該水利使用を行なうことについて当該関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、次の各号の一に該当する場合でなければ、その許可をしてはならない。

一 当該水利使用に係る事業が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し公益性が著しく大きい場合
二 損失を防止するために必要な施設(以下「損失防止施設」という。)を設置すれば関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に支障がないと認められる場合

2 建設大臣は、前項第一号に該当するものとして水利使用に關し第二十三条又は第二十六条の許可を

しようとする場合においては、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

(水利使用の許可に係る損失の補償)
第四十一条 水利使用に關する第二十三条又は第二十六条の許可により損失を受ける者があるときは、当該水利使用に關する許可を受けた者がその損失を補償しなければならない。

(損失の補償の協議等)
第四十二条 前条の規定による損失の補償で関係河川使用者に係るものについては、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者とが協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当事者は、政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。

3 河川管理者は、前項の裁定をする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の関係河川使用者の要求があり、かつ、水利使用の許可を受けた者の意見をきいてその要求を相当と認めるときは、損失防止施設の機能、規模、構造、設置場所等を定めて、当該水利使用の許可を受けたい者が損失防止施設を設置すべき旨の裁定をすることができる。

4 河川管理者は、第二項の裁定をしようとする場合においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する都道府県の取用委員会

の意見をきかなければならない。

5 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができ

6 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

7 第五項の規定による訴えの提起は、水利使用及び当該水利使用に係る事業の実施を妨げない。

(流水の貯留又は取水の制限)

第四十三条 水利使用の許可を受け

た者は、第三十九条の申出をした関係河川使用者に係る前条第一項の協議又は同条第二項の裁定に係る損失を補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第三十九条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他の当該損失防止施設の種類の構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につ

き同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができ、

一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二 水利使用の許可を受けた者が過失がなく補償金を受けるべき者を確知することができないとき。

三 水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。

四 水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

3 前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自己の見積金額を払い渡し、裁定による補償金額との差額を供託しなければならない。

4 第二項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。

5 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

6 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、供託物受入の記載ある供託書の写しを添付して、そ

の旨を河川管理者に届け出なければならない。

第三款 ダムに関する特別

(河川の従前の機能の維持)

第四十四条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

(水位、流量等の観測)

第四十五条 ダムで政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの操作が当該河川の管理上適正に行なわれることを確保するため、政令で定める基準に従い、観測施設を設け、水位、流量及び雨雪量を観測しなければならない。

(ダムの操作状況の通報等)

第四十六条 前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 前条のダムの設置者は、政令で定める基準に従い、前項の通報がすみやかに、かつ、的確に行なわれるために必要な通報施設を設けておかなければならない。

(ダムの操作規程)

第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 ダムの操作は、第一項の承認を受けた操作規程に従つて行なわれなければならない。

4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状態の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができ、

(危害防止のための措置)

第四十八条 ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があるとき認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知す

るとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(記録の作成等)

第四十九条 ダムを設置する者は、建設省令で定めるところにより、洪水時におけるダムの操作に関する記録を作成し、これを保管するとともに、河川管理者からその提出を求められたときは、遅滞なく、これを河川管理者に提出しなければならない。

(管理主任技術者の設置)

第五十条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する場合においては、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行なうため、政令で定める資格を有する管理主任技術者を置かなければならない。

2 ダムを設置する者は、前項の規定により管理主任技術者を選任したときは、当該管理主任技術者につき、建設省令で定める事項を河川管理者に届け出なければならない。

(兼用工作物であるダムについての特例)

第五十一条 ダムと河川管理施設とが相互に効用を兼ねる場合における当該施設について、第十七条第一項の協議に基づき、河川管理者がその維持及び操作を行なう場合には、この款の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

第四款 緊急時の措置

(洪水調節のための指示)

第五十二条 河川管理者は、洪水に

よる災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があるとき、ダムを建設する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状態を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができ

る。

(濁水時における水利使用の調整)
第五十三条 異常な濁水により、許可に係る水利使用が困難となつた場合においては、水利使用の許可を受けた者は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行なうように努めなければならない。

2 前項の協議を行なうに当たつては、当事者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3 河川管理者は、第一項の協議が成立しない場合において、当事者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行なわなければならない公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行なうことができる。

第四節 河川保全区域
(河川保全区域)
第五十四条 河川管理者は、河岸又は河川管理施設を保全するため必要があるとき、河川区域に隣接する一定の区域を河川保

全区域として指定することができる。

2 建設大臣は、河川保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域の境界から五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合においては、五十メートルをこえて指定することができる。

4 河川管理者は、河川保全区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

(河川保全区域における行為の制限)
第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

第三十三条の規定は、相続人、合併により設立される法人その他

の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他のにより当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第五節 河川予定地
(河川予定地)
第五十六条 河川管理者は、河川工事を実施するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

2 河川予定地の指定は、当該河川工事を実施することが当該河川工事の計画からみて確実となつた日以後でなければならない。

3 河川管理者は、河川予定地を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

(河川予定地における行為の制限)
第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

3 第二十二條第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三條の規定は相続人、合併により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他のにより当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

(河川管理者が権原を取得した河川予定地)
第五十八条 河川管理者が河川予定地内の土地について権原を取得した後においては、当該土地の区域が河川区域となる前においても、この法律の適用については、その土地は、河川区域内の土地とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

第三章 河川に関する費用
(河川の管理に要する費用の負担原則)
第五十九条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特

別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

(一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担)
第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九條第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事に要する費用については、その三分の一）を負担する。

2 第九條第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県知事の統轄する都道府県の負担とする。この場合において、国は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二を負担する。

(指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の補助)
第六十一条 国は、第九條第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の修繕に要する費用について、その三分の一以内を補助することができる。

(二級河川の管理に要する費用の国の負担)
第六十二条 国は、二級河川の改良工事に要する費用については、政

令で定めるところにより、その二分の一（改良工事に要する費用については、その三分の一）を負担する。

2 第九條第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県知事の統轄する都道府県の負担とする。この場合において、国は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二を負担する。

(指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の補助)
第六十一条 国は、第九條第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の修繕に要する費用について、その三分の一以内を補助することができる。

(二級河川の管理に要する費用の国の負担)
第六十二条 国は、二級河川の改良工事に要する費用については、政

令で定めるところにより、その二分の一（改良工事に要する費用については、その三分の一）を負担する。

令で定めるところにより、二分の一をこえない範囲内でその一部を負担する。

(他の都府県の費用の負担)

第六十三條 建設大臣が行なう河川の管理により、第六十條第一項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、建設大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該都府県を統轄する都府県知事の意見をきかなければならない。

3 都府県知事が行なう河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

4 都府県知事は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける都府県を統轄する都府県知事に協議しなければならない。

(負担金の納付又は支出)

第六十四條 建設大臣が行なう一級河川の管理に要する費用のうち、

第六十條第一項の規定により都道府県が負担すべき費用又は前条第一項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 都道府県知事が行なう河川の管理に要する費用のうち、第六十條第二項後段若しくは第六十二條の規定により国が負担すべき費用又は前条第三項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県に対して支出しなければならない。

(境界に係る二級河川の管理に要する費用の特例)

第六十五條 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分について第十一條第一項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該河川の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

(兼用工作物の費用)

第六十六條 河川管理施設が他の工作物の効用を兼ねる場合においては、当該河川管理施設の管理に要する費用の負担については、河川管理者(第五十九條及び第六十條第二項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは、建設大臣、都道府県であるときは当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下次条、第六

十八條及び第七十條において同じ。)と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第六十七條 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

第六十八條 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六條の許可に附した条件に特別の定めがある場合及び第九十五條の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第五十九條及び第六十條第二項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(河川管理者以外の者が行なう工事等に要する費用)

第六十九條 第二十條の規定により河川管理者以外の者が行なう河川工事又は河川の維持に要する費用

は、当該河川工事又は河川の維持を行なう者が負担しなければならない。

(受益者負担金)

第七十條 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者があつて、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

(負担金の通知及び納入手続等)

第七十一條 第六十七條、第六十八條第二項及び前条第一項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(負担金の帰属)

第七十二條 第六十七條、第六十八條第二項又は第七十條第一項の規定に基づく負担金は、建設大臣が負担させるものにあつては国、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の収入とする。

(義務の履行のために要する費用)

第七十三條 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分による義務を履行するため必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

(強制徴収)

第七十四條 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを負担金等という。)をその納期限までに納付しない者があつて、当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては建設大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。

以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 河川管理者は、第二項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、

政令で定めるところにより、同項の負担金等の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第四章 監督

(河川管理者の監督処分)

第七十五条 河川管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物等を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物等を使用する権利を取得した者

二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者

三 詐欺その他の不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認を受けた者

2 河川管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

一 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

二 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。

三 洪水、高潮その他の天然現象により河川の状態が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。

四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十六条 河川管理者は、前条第

二項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に關し第二十三条又は第二十六条の許可を受けた者が、第四十一条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。

2 河川監視員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 前項の規定による証明書の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

(許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査)

第七十八条 建設大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行なうため必要限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場若しくは工場、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第七十七条 河川管理者は、その職員のうちから河川監視員を命じ、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、第五十五条第一項若しくは第二十八条若しくは第二十九条の規定に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者(第七十五条の規定による条件又は第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。)に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行なわせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(建設大臣の認可)

第七十九条 都道府県知事は、第九十条第二項の規定により行なうものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行なうるとき

は、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、次の各号の一に該当する場合においては、建設大臣の認可を受けなければならない。

一 工事実施基本計画を定めようとする場合

二 河川工事で政令で定めるものを行なうとする場合

三 政令で定める水利使用に關し、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

第五章 河川審議会及び都道府県河川審議会

(河川審議会の設置及び所掌事務)

第八十条 建設省に、河川審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、建設大臣の諮問に応じ、河川に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項について関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第八十一条 審議会は、委員三十人以内組織する。

2 委員は、河川に關し学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び地方公共団体の長のうちから、建設大臣が任命する。

3 学識経験を有する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第八十二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(特別委員)

第八十三条 特定の河川に関する事項を調査審議するため必要がある場合においては、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該事項に關し学識経験を有する者並びに当該河川に關係のある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、建設大臣が任命する。

3 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(部会)

第八十四条 審議会に水利調整部会その他必要な部会を置く。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(政令への委任)

第八十五条 この章に定めるものの

ほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県河川審議会)

第八十六条 都道府県知事の諮問に應じて、二級河川に關する重要事項を調査審議するため、都道府県に条例で、都道府県河川審議会を置くことができる。

2 都道府県河川審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

第六章 雜則

(経過措置)

第八十七条 一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域又は河川予定地の指定の際現に権原に基づき、この法律の規定により許可を要する行為を行なつてゐる者又はこの法律の規定によりその設置について許可を要する工作物を設置してゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為又は工作物の設置についてこの法律の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十五条 第二十七条第一項、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行ない、又は工作物を設置してゐる者について、同様とする。

(許可を受けたものとみなされる者の届出)

第八十八条 前条に規定する指定があつた場合においては、同条の規定により、第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる者で政令で定めるものは、河川管理者に対し、政令で定

めるところにより、必要な事項を届出なければならぬ。

(調査、工事等のための立入り等)

第八十九条 建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域若しくは河川予定地の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行なうためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならぬ。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかさ、さく等で囲まれた土地に立ち入りとする場合においては、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入りする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は

作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知し、その意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

9 第二十二條第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(許可等の条件)

第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認には、必要な条件を附することができる。

2 前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(廃川敷地等の管理)

第九十一条 河川区域の変更又は廃止があつた場合においては、従前の河川区域内の土地又は当該区域内の河川管理施設であつて河川管理施設として管理する必要がなくなつたもの(国有であるものに限る。以下「廃川敷地等」という。)は、従前当該河川を管理していた

者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならぬ。

2 廃川敷地等は、土地収用法第六條の規定の適用については、前項の期間内においては、廃川敷地等とならないものとみなす。

(廃川敷地等の交換)

第九十二条 前条第一項の規定により廃川敷地等を管理する者は、同項の期間内において、政令で定めるところにより、当該廃川敷地等と新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

(二級河川に係る廃川敷地等の譲与)

第九十三条 建設大臣は、二級河川に係る廃川敷地等で前条の規定による交換が行なわれなかつたものについては、大蔵大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、第九十一条第一項の期間満了後、その区域内に当該廃川敷地等が存する都道府県にこれを譲与することができる。

2 前項の場合において、土地収用法第六條又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百七十九條の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた都道府県とする。

(廃川敷地等に関する費用等)

第九十四条 第九十一条第一項の期間内における廃川敷地等の管理又は第九十二条の規定による廃川敷地等の交換に要する費用は、廃川敷地等となる前の当該河川が一級河川(指定区間内を除く。)であるときは国、二級河川又は指定区間

内の一級河川であるときは当該河川の存する都道府県の負担とし、磨川敷地等の管理に伴う収益は、その管理の費用を負担する者の収入とする。

(河川の使用等に関する国の特例)
第九十五条 国が行なう事業につ

ての第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第四十七条第一項、第五十五条第一項及び第五十七條第一項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

(道の特例)

第九十六条 道の区域内の河川については、この法律の規定にかかわらず、河川の管理に要する費用の負担、河川管理者の権限、流水占用料等の帰属その他の事項につき、政令で特別の定めをすることができ

(不服申立て)

第九十七条 第二十二條第一項又は第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 第十七條第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者が国若しくは都道府県知事であるときは建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、

その他の者であるときは都道府県知事に対して審査請求をすることができ、この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。

3 次に掲げる処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができ、この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 第二十四条から第二十七条まで、第二十九条、第五十五条第一項若しくは第五十七條第一項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 前号に規定する処分に関する第七十五条の規定による処分行政不服審査法第十八條の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

(権限の委任)

第九十八条 この法律に規定する河川管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(地方公共団体への委託)

第九十九条 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操

作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。

(この法律の規定を準用する河川)
第一百条 第四條第一項の政令で指定する水系及び第五條第一項の水系以外の水系に係る河川で市町村長が指定したものについては、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的調整等は、政令で定める。

(政令への委任)

第一百一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第一百二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の規定に違反して、河川の流水を占用した者

二 第二十六条の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

三 第二十七條第一項の規定に違反して、土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者
第一百三條 次の各号の一に該当する

者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第一項の規定に違反して、工作物を使用した者
二 第八十九条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

第一百四條 第五十五条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百五條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四條第一項の規定による指示に従わなかつた者
二 第四十七條第一項前段に規定する操作規程の承認を受けないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者

三 第四十七條第三項の規定に違反して、ダムを操作した者
四 詐欺その他不正な手段により、第二十三条、第二十六条、第二十七條第一項又は第五十五条第一項の許可を受けた者

五 詐欺その他不正な手段により、第三十条第一項の規定による検査に合格して、工作物を使用した者
第一百六條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

理主任技術者を置かないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者
三 第五十八條の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地において、第二十六條の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

四 前号に規定する河川予定地内の土地において、第二十七條第一項の規定に違反して、土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

五 第三号に規定する河川予定地内の土地において新築し、又は改築した工作物を、第三十条第一項の規定に違反して、使用した者

六 第七十八條第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

第七十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百二條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百八條 第三十三條第三項(第五十五条第二項及び第五十七條第三項)において準用する場合を含む。の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第二百九条 第二十八條又は第二十九

条第一項若しくは第二項の規定に基づく政令又は都道府県の規則には、必要な罰則を設けることができる。

2 前項の罰則は、政令にあつては六月以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料、都道府県の規則にあつては三月以下の懲役、三万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五章の規定は、公布の日から施行する。

河川法施行法案

河川法施行法

目次

第一章 経過措置（第一条—第二十三條）

第二章 関係法律の一部改正（第二十四條—第五十六條）

附則

第一章 経過措置

（旧法の廃止）

第一条 河川法（明治二十九年法律第七十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（河川指定の経過措置）

第二条 河川法（昭和三十九年法律第

号。以下「新法」という。）の施行の際現に存する旧法第一条の河川、同法第四条第一項の支川若しくは派川又は同法第五条の規定により同法が準用される河川、水流若しくは水面は、一級河川に指

定されるものを除き、二級河川となる。

（河川区域の経過措置）

第三条 新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川の区域のうち、新法第六条第一項第一号又は第二号の区域でない区域については、政令で定める日までの間は、当該期間内に廃川敷地等（新法第九十一条第一項に規定する廃川敷地等をいう。以下同じ。）となつたものの区域を除き、新法の規定による河川区域とみなす。

（旧法による河川敷地等の帰属）

第四条 新法の施行の際現に存する旧法第一条の河川若しくは同法第四条第一項の支川若しくは派川の敷地又は同法第二条の附属物若しくはその敷地（以下「旧法による河川敷地等」という。）で、同法第三条の規定により私権の目的となることを得ないものとされているものは、国に帰属する。

（二級河川の改良工事に要する費用の特則）

第五条 昭和四十五年三月三十一日までに施行される一級河川の改良工事に要する費用についての新法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「四分の一」と、同条第二項後段中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。昭和四十四年度以前の年度の予算に係る一級河川の改良工事で、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越されたもの

に要する費用についても、同様とする。

（旧法による直轄の管理又は維持修繕等の経過措置）

第六条 新法の施行の際建設大臣が旧法第六条第一項ただし書（河川法準用令（明治三十二年勅令第四百四号）において準用する場合を含む。）の規定により管理し、又は維持修繕を行なつてゐる河川がある場合には、当該河川が二級河川となつた場合においても、昭和四十四年度までの間（昭和四十四年度以前の年度の予算に係る工事で当該工事に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越された年度までの間）は、新法第十条の規定にかかわらず、建設大臣が当該河川を管理し、又はその維持修繕を行なうことができるものとす

その管理又は維持修繕に係る費用の負担については、旧法第二十七条、第二十八条及び第六十七条の規定並びに北海道指定河川特例（昭和九年勅令第三百八号）及び河川法第四条第二項の規定に基く共同施設に関する省令（昭和二十九年建設省令第十一号）の規定は、なおその効力を有する。

2 建設大臣は、前項の規定により河川を管理し、又はその維持修繕を行なう場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

（旧法による直轄工事等の経過措置）

第七条 新法の施行の際建設大臣が旧法第八条第一項（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定により施行中の河川に関する工事があつた場合には、当該河川が二級河川となつた場合においても、昭和四十四年度までの間（昭和四十四年度以前の年度の予算に係る工事で当該工事に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越された年度までの間）は、新法第十条の規定にかかわらず、建設大臣がその工事を進め、又はその工事を進めるものとし、その工事に係る費用の負担については、旧法第二十七条、第二十八条及び第六十七条の規定並びに北海道指定河川特例の規定は、なおその効力を有する。

2 建設大臣は、前項の規定により河川工事を進める場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

（北海道の指定河川についての河川から生ずる収入の帰属の特則）

第八条 前二条の規定によりなおその効力を有するものとされる北海道指定河川特例第二条の規定により国が河川に関する費用を負担する場合における河川から生ずる収入の帰属については、同令第三条の規定は、なおその効力を有する。

（新法の施行前と事業費の決定があつた災害復旧事業の経過措置）

第九条 新法の施行前に公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定による主務大臣の事業費の決定があつた災害復旧事業に係る河川工事（主務大臣の施行に係るものを除く。）については、当該河川が一級河川となつた場合においても、当該工事が完了するまでの間は、新法第九条の規定にかかわらず、都道府県知事がその工事を進め、又はその工事を進めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川工事を進める場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

（旧法による下級行政庁の工事等の経過措置）

第十条 新法の施行の際現に旧法第九条（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により下級行政庁が施行中の河川に関する工事があつた場合には、当該下級行政庁は、新法第九条又は第十条の規定にかかわらず、当該工事を進めるものとする。

2 前項の工事に要する費用については、旧法第二十九条（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「地方行政庁」とあるのは、「河川管理者」とする。

(経費の金額が繰り越された工事
に要する費用についての国及び都
道府県の負担割合の経過措置)

第十一條 第六條及び第七條に規定
するもののほか、昭和三十九年度
以前の年度の予算に係る河川に關
する工事とその工事又はその工事
に係る負担金若しくは補助金に係
る経費の金額が昭和四十年年度以降
に繰り越されたものに要する費用
についての国及び都道府県の負担
割合は、なお従前の例による。

(操作規程の経過措置)

第十二條 新法の施行の際現に河川
堰堤規則(昭和十年内務省令第三
十六号)第十三條の規定により都
道府県知事に届け出ている堰堤操
作に關する規程は、新法第四十七
條第一項の規定による河川管理者
の承認を受けて定めた操作規程と
みなす。

(河川保全区域の経過措置)

第十三條 新法の施行の際現に存す
る旧法の規定による河川附近の土
地の区域は、新法の規定による河
川区域となるものを除き、新法第
五十四條第一項の規定による河川
保全区域の指定があつたものとみ
なす。

(河川予定地の経過措置)

第十四條 新法の施行の際現に存す
る旧法の規定による河川となるべ
き区域内の土地は、新法第五十六
條第一項の規定による河川予定地
の指定があつたものとみなす。

(旧法による負担金等の経過措置)

第三十四條まで(河川法準用令に
おいてこれらの規定を準用する場合
を含む。)の規定による負担金又は
旧法第三十七條(河川法準用令
において準用する場合を含む。)の
規定による賦課金の徴収及び帰属
については、なお従前の例によ
る。

(旧法による処分に係る損失の補
償に關する経過措置)

第十六條 新法の施行前に旧法第二
十三條第一項、第三十八條若しく
は第三十九條第一項若しくは第二
項(河川法準用令においてこれら
の規定を準用する場合を含む。)の
規定又は河川予定地制限令(明治
三十年勅令第三百七十七号)若し
くは河川附近地制限令(明治三十
三年勅令第三百号)の規定により
した処分に係る損失の補償に關し
ては、なお従前の例による。

(旧法により公用を廃止した河川
敷地等の処分の経過措置)

第十七條 新法の施行前に旧法の規
定により公用を廃止した旧法によ
る河川敷地等の処分に關しては、
なお従前の例による。

(座川敷地等の処分の特則)

第十八條 第四條の規定により国に
帰属した旧法による河川敷地等で
座川敷地等となつたものについて
は、旧法第四十四條ただし書の規
定は、なおその効力を有する。

(河川敷地等の占用の特則)

第十九條 第四條の規定により国に
帰属した旧法による河川敷地等の
占用に關しては、河川法施行規程
(明治二十九年勅令第二百三十六
号)第九條及び第十條の規定は、

なおその効力を有する。この場合
において、これらの規定中「都道
府県知事又は「都道府県」とある
のは、一級河川については、「建
設大臣」又は「国」とする。

(処分、手続等の経過措置)

第二十條 第三條及び第十二條から
第十六條まで規定する場合を除
くほか、新法の施行前に旧法又は
これに基づく命令の規定によつて
した処分(河川法施行規程第十一
條第一項の規定により、旧法又は
これに基づく命令の規定による許
可を受けたものとみなされるもの
を含む。)、手続その他の行為は、
新法の適用については、新法中こ
れらの規定に相当する規定がある
場合においては、新法の規定によ
つてしたものとみなす。ただし、
旧法の規定による許可に附した条
件で新法第九十條第二項の規定に
違反するものは、違反する限度に
おいて効力を失ふものとする。

2 新法第八十八條の規定は、前項
の規定により新法第二十三條から
第二十七條までの許可を受けたも
の、とみなされる者で政令で定める
ものについて準用する。

(罰則の経過措置)

第二十一條 新法の施行前にした旧
法又はこれに基づく命令の規定に
違反する行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例によ
る。

(新法の施行のため必要な準備行
為)

第二十二條 新法を施行するため必
要な一級河川、一級河川の指定区
間又は二級河川の指定その他の準

備行為は、新法の施行前において
も行なうことができる。

(政令への委任)

第二十三條 この法律に定めるもの
を除くほか、新法及びこの法律の
施行に伴い必要な経過措置は、政
令で定める。

第二章 関係法律の一部改正

(砂防法の一部改正)

第二十四條 砂防法(明治三十年法
律第二十九号)の一部を次のよう

河川審議会
建設大臣の諮問に応じて河川に關する重要事項を調査
審議し、又は当該事項について関係行政機関に対して
意見を述べ、その他河川法(昭和三十九年法律第
号)に基づく権限を行なうこと。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第二十六條 特定多目的ダム法(昭
和三十二年法律第三十五号)の一
部を次のように改正する。

第一條中「河川法(明治二十九年
法律第七十一号)」を「河川法(昭和
三十九年法律第 号)」に改め
る。

第二條第一項中「第八條第一項」
を「第九條第一項」に改める。

第三條中「第十八條」を「第二十
三條」に改める。

第八條中「第二十七條ただし書」
を「第六十條第一項」に改め、「そ
の額に対応する政令で定める利息
があるときはその利息の額並び
に」を削る。

第十四條中「公示する」とも
に、その多目的ダムを河川の附属
物として認定するものとする」を
「公示するものとする」に改める。

第十七條中「第十四條の規定に

に改正する。

第十六條ただし書中「第三十二
條第二項」を「第六十八條」に改め
る。

(建設省設置法の一部改正)

第二十五條 建設省設置法(昭和二
十三年法律百十三号)の一部を
次のように改正する。

第十條第一項の表中河川審議会
の項を次のように改める。

よる河川の附属物としての認定
を」を「多目的ダムの建設を完了」
に改める。

第二十四條及び第二十五條中
「第十八條」を「第二十三條」に改め
る。

第二十九條を次のように改め
る。

第二十九條 削除

第三十一條第三項中「協議する
とともに、」の下に「関係都道府県
知事及び」を加える。

第三十二條中「あらかじめ」の下
に、「関係都道府県知事」を加え
る。

第三十三條を次のように改め
る。

(管理費用の負担)

第三十三條 ダム使用権者(流水
占有権を有しない者を除く。)は、
政令で定めるところにより、多
目的ダムの維持、修繕そ

他の管理に要する費用の一部を負担しなければならない。
第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十六条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改める。

(特定多目的ダム法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行の際前条の規定による改正前の特定多目的ダム法の規定の適用を受けている多目的ダムは、同条の規定による改正後の特定多目的ダム法第二十九条に規定する多目的ダムとみなす。

2 前項に規定する多目的ダムで第七條の規定により建設大臣が工事を施行するものについての前条の規定による改正後の特定多目的ダム法第八條の規定の適用については、同条中「第六十條第一項」とあるのは、「河川法施行法第七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十七條ただし書」とする。

3 第一項に規定する多目的ダムの存する河川が二級河川となつた場合においても、昭和四十五年三月三十一日までの間は、基本計画の作成の公示があつた後は、河川法第十條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる処分は、建設大臣が行なう。ただし、基本計画の廃止の公示があつた後は、この限りでない。

一 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供

するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによつて貯留される流水とあわせて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な流水若しくは河川区域内の土地の占用又は工作物の新築、改築若しくは除却に関する河川法第二十三条から第二十七条まで若しくは第二十九条又は第三十四条の規定による許可又は承認

二 前号の許可又は承認(基本計画の作成の公示前にされた許可又は承認を含む)を受けた者に対する河川法第七十五条の規定による処分

三 前号の処分のほか、多目的ダムを建設し、又は第一号の許可を与えるため必要な河川法第七十五条の規定による処分

4 建設大臣は、前項各号の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5 第三項の規定により建設大臣が行なう処分及び当該処分に係るダムその他の工作物に關しては、昭和四十五年三月三十一日までの間は、河川法第三十條、第三十三條第三項、第三十八條から第四十條まで及び第四十二條から第四十四條までの規定中「河川管理者」とあるのは、「建設大臣」とする。

(治山治水緊急措置法の一部改正)
第二十八條 治山治水緊急措置法(昭和三十三年法律第二十一號)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「河川法(明治二十九年法律第七十一號)第一條に規定する河川(同法第五條の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川を含む)」を「河川法(昭和三十三年法律第三十號)第三條第一項に規定する河川」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)
第二十九條 治水特別会計法(昭和三十三年法律第四十號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「河川法(明治二十九年法律第七十一號)第二十七條ただし書若しくは第三十三條」を「河川法(昭和三十三年法律第三十號)第六十條第一項若しくは第六十三條第一項」に、「第三十三條第一項」を「第三十三條」に改め、同項第四号中「第三十條から第三十二條まで」を「第六十六條から第六十八條まで若しくは第七十條第一項」に改める。

第五條第一項第二号中「第二十七條ただし書又は第三十三條」を「第六十條第一項又は第六十三條第一項」に改め、同項第三号中「第三十一條又は第三十二條」を「第六十七條又は第六十八條」に改める。

(治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第三十條 第六條第一項又は第七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十七條ただし書の規定による負担金は、前条の規定による改正後の治水特別会計法第四條第一項又は第五條第一項の規定にかかわらず、

治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とする。
第三十一條 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八號)の一部を次のように改正する。

第二十條の二第一項中「河川法(明治二十九年法律第七十一號)にいう河川に關する工事」を「河川法(昭和三十三年法律第三十號)による河川工事」に改める。

第二十二條中「関係都道府県知事」の下に「及び当該施設の新築又は改築に要する費用について第二十條第二項の規定による同意をした者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとする場合において、当該施設管理規程が河川法第四十四條に規定するダムに係るものであるときは、あらかじめ、河川管理者に協議しなければならない。

第二十三條第一項を次のように改める。

第五十五條第二号に規定する施設(以下「特定施設」という)は、河川法第三條第二項に規定する河川管理施設とし、公団は、同法第九條(二級河川の管理)及び第十條(二級河川の管理)の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築若しくは改築を行ない、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理を行なうことができる。

までを削り、同条第七項中「その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に關しては」を「前項の規定により特定施設の新築若しくは改築を行ない、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理を行なう場合においては」に、「地方行政庁」を「河川管理者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第八項中「公団が」を「公団は、」に改め、「並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大臣」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 河川法第四十七條(ダムの操作規程)の規定は、公団が設置するダムについては、適用しない。

第二十五條中「あらかじめ」の下に「、関係都道府県知事」を加える。

第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條の二 二級河川における特定施設の新築若しくは改築又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の負担については、前二條の規定にかかわらず、別に政令で定めるものとする。

第五十三條第一号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。

(不動産登記法の一部改正)

第三十二条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八十一条に次の一項を加える。

河川法(昭和三十九年法律第

号)ノ適用又ハ準用セラルル河

川ノ河川区域内ノ土地ノ一部ガ

滅失シタルトキハ河川管理者ハ

運滞ナク土地積ノ変更ノ登記ヲ囑

託スルコトヲ要ス

第八十一条ノ八に次の一項を加える。

河川法ノ適用又ハ準用セラルル

河川ノ河川区域内ノ土地ガ滅失

シタルトキハ河川管理者ハ運滞

ナク滅失ノ登記ヲ囑託スルコト

ヲ要ス

第九十条を次のように改める。

第九十条 土地又ハ其ノ一部ガ河川

法ノ適用又ハ準用セラルル河川

ノ河川区域内ノモノト為リタル

トキハ河川管理者ハ運滞ナク其

旨ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要

ス

前項ノ登記ノ囑託アリタル場合

ニ於テ登記ヲ為ストキハ登記用

紙中表題部ニ河川区域内ノ土地

ナル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

土地又ハ其ノ一部ガ河川区域内

ノ土地ニ非ザルモノト為リタル

トキハ河川管理者ハ運滞ナク第

一項ノ登記ノ抹消ヲ囑託スルコ

トヲ要ス

土地ノ一部ニ付キ第一項又ハ前

項ノ登記ノ囑託ヲ為スベキトキ

ハ河川管理者ハ分筆ノ登記ヲ囑

託スルコトヲ得

第四十六条ノ二及ビ第六十条ノ

二ノ規定ハ前項ノ分筆ノ登記ニ

之ヲ準用ス

第五百九十九条ノ二中「第八十一

条ノ八」を「第八十一条ノ八第一

項」に改める。

(不動産登記法の一部改正に伴う

経過措置)

第三十三条 不動産登記法の一部を

改正する等の法律(昭和三十五年

法律第十四号)附則第二条第二項

の期日までの間の各登記所におけ

る土地に關する登記及び登録(同

法による廃止前の土地台帳法(昭

和二十二年法律第三十号)による

登録をいう。)の手續に關し前条の

規定による不動産登記法の改正に

伴い必要な特則その他その改正に

伴い必要な経過措置は、法務省令

で定める。

(漁港法の一部改正)

第三十四条 漁港法(昭和二十五年

法律第百三十七号)の一部を次の

ように改正する。

第五十条第四項中「河川法(明治二

十九年法律第七十一号)第二条第

一項の規定による河川の区域」を

「河川法(昭和三十九年法律第

号)第三条第一項に規定する河川

の河川区域」に、「地方行政庁」を

「河川管理者」に改める。

(牧野法の一部改正)

第三十五条 牧野法(昭和二十五年

法律第百九十四号)の一部を次の

ように改正する。

第二十二條中「河川法(明治二十

九年法律第七十一号)第十八條(同

法第五條において準用する場合を

含む。)」を「河川法(昭和三十九年

法律第

法律第 号)第二十四条(同法

第百條において準用する場合を含む。)

に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第三十六条 地方交付税法(昭和二

十五年法律第二百一十一号)の一部

を次のように改正する。

第十二條第二項の表測定單位の

數値の算定の基礎の欄中「河川法

(明治二十九年法律第七十一号)第

十四條に規定する河川台帳」を「河

川法(昭和三十九年法律第 号)

第十二條第二項に規定する河川現

況台帳」に改める。

(港灣法の一部改正)

第三十七条 港灣法(昭和二十五年

法律第二百一十八号)の一部を次の

ように改正する。

第四條第五項中「河川法(明治二

十九年法律第七十一号)第二条第

一項の規定による河川の区域」を

「河川法(昭和三十九年法律第

号)第三条第一項に規定する河川

の河川区域」に、「地方行政庁」を

「河川管理者」に改める。

第五十八條第二項中「河川法第

二條第一項の規定による河川の区

域」を「河川法第三条第一項に規定

する河川の河川区域」に改める。

(採石法の一部改正)

第三十八條 採石法(昭和二十五年

法律第二百九十一号)の一部を次

のよう改正する。

第十條第二項中「河川法(明治二

十九年法律第七十一号)第四十七

條の規定に基く命令の規定の適用

を受ける河川附近の土地若しくは

同法第四十八條の規定に基く命令

の規定の適用を受ける河川となる

べき区域若しくはその附近の土

地」を「河川法(昭和三十九年法律

第 号)第五十四條若しくは第

五十六條(同法第百條においてこ

れらの規定を準用する場合を含む。)

の規定により指定された河川

保全区域内の土地若しくは河川予

定地」に改め、「關係都道府県知

事」の下に「(当該河川保全区域若

しくは河川予定地を管理する河川

管理者が都道府県知事以外の者で

あるときは、その者」を加える。

(土地調整委員会設置法の一部改

正)

第三十九条 土地調整委員会設置法

(昭和二十五年法律第二百九十二

号)の一部を次のように改正す

る。

第四條中第二十一號を第二十二

號とし、第二十號の次に次の一號

を加える。

二十一 河川法(昭和三十九年

法律第 号)第九十七條第

三項の規定による異議を裁定

すること。

第二十五條第一項中「又は地す

べり等防止法第五十條第一項」を

「、地すべり等防止法第五十條第

一項又は河川法第九十七條第三

項」に改める。

第四十五條第一項中「地すべり

等防止法」を「地すべり等防止法

」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第四十條 土地収用法(昭和二十六

年法律第二百十九号)の一部を次

のよう改正する。

第三條第二号中「河川法(明治二

十九年法律第七十一号)」を「河川

法(昭和三十九年法律第 号)」

に改める。

第四十一條 水産資源保護法(昭和

二十六年法律第三百十三号)の一

部を次のように改正する。

第四條第八項中「河川法(明治二

十九年法律第七十一号)第一条(適

用河川)に規定する河川(同法第五

條準用河川)の規定により同法が

準用される水流、水面又は河川を

含む。以下「河川等」という。)」を

「河川法(昭和三十九年法律第

号)が適用され、若しくは準用さ

れる河川(以下「河川」という。)」

に改める。

第十八條第一項中「河川等」を

「河川」に改め、同條第三項中「又

は地方行政庁」を「都道府県知事

又は市町村長」に、「河川等」を「河

川」に、「第十七條から第十九條ま

で」を「第二十三條から第二十七條

まで若しくは第二十九條」に改め

る。

(道路法の一部改正)

第四十二條 道路法(昭和二十七年

法律第百八十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二十條第三項中「第四項及び

第五項」を「第三項及び第四項」に

改める。

第二十一條第二項を削る。

第二十二條第二項中「河川法」の

下に「(昭和三十九年法律第

号)」を加え、「河川に關する工事

(以下「河川に關する工事」とい

う。)」を「河川の河川工事(以下「河

川工事」という。)」に、「第十一條

の

規定に基く命令の規定の適用

を受ける河川附近の土地若しくは

同法第四十八條の規定に基く命令

の規定の適用を受ける河川となる

べき区域若しくはその附近の土

地」を「河川法(昭和三十九年法律

第 号)第五十四條若しくは第

五十六條(同法第百條においてこ

れらの規定を準用する場合を含む。)

の規定により指定された河川

保全区域内の土地若しくは河川予

定地」に改め、「關係都道府県知

事」の下に「(当該河川保全区域若

しくは河川予定地を管理する河川

管理者が都道府県知事以外の者で

あるときは、その者」を加える。

(土地調整委員会設置法の一部改

正)

第三十九条 土地調整委員会設置法

(昭和二十五年法律第二百九十二

号)の一部を次のように改正す

る。

第四條中第二十一號を第二十二

號とし、第二十號の次に次の一號

を加える。

二十一 河川法(昭和三十九年

法律第 号)第九十七條第

三項の規定による異議を裁定

第二項を「第十九条」に改める。

第二十三條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「河川法第十一條第一項及び砂防法（明治三十一年法律第二十九號）第八條」を「同項」に改める。

第五十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項において」を「第二項において」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十八條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「第三十二條第二項」を「第六十八條」に改める。

第五十九條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「河川法第三十二條第一項」を「同項」に改める。

第六十條中「第一項」を削る。

第九十七條中「第二十一條第一項」を「第二十一條」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第四十三條 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三號）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一號）」を「河川法（昭和三十一年法律第 号）」に改める。

（電氣に關する臨時措置に關する法律の一部改正）

第四十四條 電氣に關する臨時措置に關する法律（昭和二十七年法律第三百四十一號）の一部を次のように改正する。

第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその例によるものとされる旧公益事業令第五十九條第一項中「河川法第七十七條から第九十九條までの規定による許可又は認可」とあるのは、「河川法第二十三條、第二十四條、第二十六條、第二十七條又は第二十九條の規定による許可」とする。

（公衆電氣通信法の一部改正）

第四十五條 公衆電氣通信法（昭和二十八年法律第九十七號）の一部を次のように改正する。

第一百條第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一號）第一條に規定する河川並びに同法第五條の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川（以下「河川等」といふ。）」を「河川法（昭和三十一年法律第 号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」といふ。）」に改め、同条第四項中「河川等の管理者」を「河川管理者」に、「その河川等に關する工事」を「河川工事」に改める。

第二百三條中「河川等」を「河川」に改める。

（奄美群島振興特別措置法の一部改正）

第四十六條 奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九號）の一部を次のように改正する。

別表河川の項中「河川法（明治二十九年法律第七十一號）第一條に

規定する河川、同法第五條の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川」を「河川法（昭和三十一年法律第 号）が適用され、若しくは準用される河川」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第四十七條 砂利採取法（昭和三十一年法律第一號）の一部を次のように改正する。

第二條中「河川法（明治二十九年法律第七十一號）」を「河川法（昭和三十一年法律第 号）」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第四十八條 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七號）の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項第六号中「第一項」を削る。

第七條第一項第三号中「第一項」を削る。

第二十條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げる。

第二十一條中「第二十一條第一項」を「第二十一條」に改める。

（海岸法の一部改正）

第四十九條 海岸法（昭和三十一年法律第一號）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一號）第一條に規定する河川、同法第四條に規定する河川の支川若しくは派川若しくは同法第五條の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは

は河川（以下これを「河川」と總稱する。）の区域」を「河川法（昭和三十一年法律第 号）第三條第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

第十六條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事（河川法第三條第一項に規定する河川の河川工事をいう。以下同じ。）」に、「第十一條第二項」を「第十九條」に改める。

第十七條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「第十一條第一項」を「第十八條」に改める。

第三十一條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「第三十二條第二項」を「第六十八條」に改める。

第三十二條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「第三十二條第一項」を「第六十七條」に改める。

（工業用水法の一部改正）

第五十條 工業用水法（昭和三十一年法律第四十六號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一號）」による河川の区域」を「河川法（昭和三十一年法律第 号）が適用され、又は準用される河川の河川区域」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五十一條 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一

号）」を「河川法（昭和三十一年法律第 号）」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第五十二條 高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九號）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（地すべり等防止法の一部改正）

第五十三條 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十號）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「河川（河川法（明治二十九年法律第七十一號）第一條に規定する河川、同法第四條に規定する河川の支川若しくは派川又は同法第五條の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川をいう。以下同じ。）」に關する工事」を「河川工事（河川法（昭和三十一年法律第 号）が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。）」に改める。

第十五條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「第十一條第一項」を「第十八條」に改める。

第三十四條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「第三十二條第二項」を「第六十八條」に改める。

第三十五條第二項中「河川に關する工事」を「河川工事」に、「第三十二條第一項」を「第六十七條」に改める。

(工業用水道事業法の一部改正)
第五十四条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「河川法(明治二十九年法律第七十一号)が適用される河川又は同法が準用される水流、水面若しくは河川」を「河川法(昭和三十九年法律第 号)が適用され、又は準用される河川」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第五十五条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「河川法(明治二十九年法律第七十一号)が適用される河川若しくはその河川」を「一級河川若しくは政令で定める二級河川若しくはそれらの河川」に改める。

(建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正)

第五十六条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川の区域」を「河川法(昭和三十九年法律第 号)が適用され、又は準用される河川の河川区域」に改める。

附 則

この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。

ただし、第二十二条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

昭和三十九年三月六日印刷

昭和三十九年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局